

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

公 告	
公の施設の指定管理者の募集(観光課)四件	1

公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 公の施設の概要

- (一) 名称 秋田ふるさと村
 - (二) 所在地 横手市赤坂字富ヶ沢六二番四六
 - (三) 設置目的 秋田県の文化遺産を次代に継承するとともに、郷土の文化を創造する機会を提供し、及び観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もって県民のゆとりのある文化的な生活の向上に寄与する。
 - (四) 規模等 鉄骨鉄筋コンクリート造地上四階(ドーム劇場)ほか二十棟、延床面積約一万八千平方メートル(近代美術館は対象施設に含まない。)
 - (五) 主な施設
 - ドーム劇場、スノーホワイト城、かまくらシアター、工芸展示館、工芸工房、手づくり体験工房、本館、ふるさと料理館、休憩所
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務

- (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (三) 秋田ふるさと村(以下「ふるさと村」という。)の利用の促進に関する業務
- (四) 一から三までに掲げるもののほか、ふるさと村の管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等

- (一) 申請をする団体に必要な資格 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (二) 申請をすることができない団体

- (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
- (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
- (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- (5) 指定の期間に係るふるさと村の事業計画書及び年度ごとの収支予算書
- (6) 類似施設における業務実績を有する場合は、当該実績を記載した書類(原則として過去二事業年度分)
- (7) 四(一)から(三)に該当しない旨の申立書
- (8) 提出場所
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七)

(三) 提出期限
平成十七年九月十二日(月)午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 産業経済労働部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

1) 県民の平等な利用が確保されること。

2) ふるさと村の設置の目的が効果的に達成されること。

3) 効率的な管理が行われること。

4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、ふるさと村の設置の目的又は性質に
じ、知事が必要と認めて定める基準

(二) 選定は、平成十七年九月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

(一) 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年八月十二日(金)から平成十七年九月十二日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

(一) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(二) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に九(六)に連絡すること。

九 その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) ふるさと村の施設の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。

(四) ふるさと村の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(五) 詳細は、募集要項による。

(六) 問い合わせ先

秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 公の施設の概要

(一) 名称

秋田県営秋の宮山荘

(二) 所在地

湯沢市雄勝秋の宮字殿上一番地の一

(三) 設置目的

県内における観光レクリエーション活動のための利便性の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(四) 規模等

鉄筋コンクリート造地上三階、塔屋、床面積約四千九百三十六平方メートル

(五) 主な施設

客室、宴会場、集会室、浴場、レストラン

二 指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(二) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(三) 秋田県営秋の宮山荘(以下「秋の宮山荘」という。)の利用の促進に関する業務

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、秋の宮山荘の管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等

(一) 申請をする団体に必要な資格

1) 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

2) 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条の規定に基づくもの。)(下宿営業を除く。)(及び飲食店営業(食品衛生法施行令(昭和二十

八年政令第百二十九号)第三十五条の規定に基づくもの。)(を現在営んでいるもの。

るもの。

(二) 申請をすることができない団体

(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

五 申請の手続

(1) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(4) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
役員の名簿及び履歴を記載した書類
組織及び運営に関する事項を記載した書類

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類

(3) 指定の期間に係る秋の宮山荘の事業計画書及び年度ごとの収支予算書

(4) 旅館業の経営及び飲食店営業の実績に関する書類

(5) 四(二)の各号に該当しない旨の申立書

(6) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

提出場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七)

提出期限

平成十七年九月十二日(月)午後五時十五分まで

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 産業経済労働部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 秋の宮山荘の設置目的が効果的に達成されること。

(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) その他秋の宮山荘の設置目的、性質に応じて定める基準

(二) 選定は、平成十七年九月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

(一) 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年八月十二日(金)から平成十七年九月十二日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

(一) 日時及び場所
募集要項に記載する日時及び場所

(二) その他
説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) 秋の宮山荘の利用料金は、県が定める金額を基準として指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入として收受させる。

(四) 詳細は、募集要項による。

(五) 問い合わせ先
秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七)

一 公の施設の概要
県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 名称
秋田県菅島海観光宿泊センター

(二) 所在地
由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前八番地の四十五

(三) 設置目的
県内における観光レクリエーション活動のための利便性の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

- (四) 規模等
 - 宿泊施設(鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋造及び鉄骨造地下一階地上五階、塔屋)、従業員宿舍(軽量鉄骨プレハブ造地上二階建)、床面積約七千五百六十二平方メートル(宿泊施設及び従業員宿舍)
- (五) 主な施設
 - 宿泊施設(客室、研修室、大浴場、売店、レストラン)、従業員宿舍(従業員宿泊室、洗濯室)、テニスコート
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
 - (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (三) 秋田県営鳥海観光宿泊センター(以下「鳥海観光宿泊センター」という。)の利用の促進に関する業務
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、鳥海観光宿泊センターの管理に関し知事が必要と認める業務
- 三 管理を行わせる期間
 - 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(予定)
- 四 申請をする団体に必要な資格等
 - (一) 申請をする団体に必要な資格
 - (2) 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
 - (2) 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条の規定に基づくもの。(下宿営業を除く。))及び飲食店営業(食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条の規定に基づくもの。))を現在営んでいるもの。
 - (二) 申請をすることができない団体
 - (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
 - (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
 - (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- 五 申請の手続
 - (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (1) 役員の名簿及び履歴を記載した書類

- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (3) 申請の日の属する前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 指定の期間に係る鳥海観光宿泊センターの事業計画書及び年度ごとの収支予算書
 - (6) 旅館業の経営及び飲食店営業の実績に関する書類
 - (7) (二)の各号に該当しない旨の申立書
 - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (二) 提出場所
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (一) 秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七)
- (三) 提出期限
 - 平成十七年九月十二日(月)午後五時十五分まで
 - なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 六 選定の方法、基準及び時期
 - (一) 産業経済労働部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
 - (1) 県民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 鳥海観光宿泊センターの設置目的が効果的に達成されること。
 - (3) 効率的な管理が行われること。
 - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - (5) その他鳥海観光宿泊センターの設置目的、性質に応じて定める基準
 - (二) 選定は、平成十七年九月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 七 募集要項の交付
 - (二) に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年八月十二日(金)から平成十七年九月十二日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- 八 説明会
 - (一) 日時及び場所
 - 募集要項に記載する日時及び場所

- (二) その他
- 九 その他
 - (一) 説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求められることがある。
 - (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (三) 鳥海観光宿泊センターの利用料金は、県が定める金額を基準として指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入として收受させる。
 - (四) 詳細は、募集要項による。
 - (五) 問い合わせ先
 - 秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七一)
- 県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
平成十七年八月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 公の施設の概要
 - (一) 名称
 - 秋田県営十和田観光宿泊センター
 - (二) 所在地
 - 鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
 - (三) 設置目的
 - 県内における観光レクリエーション活動のための利便性の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的とする。
 - (四) 規模等
 - 本館(木造一部鉄筋コンクリート造地下一階地上二階建)、別館(鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下一階地上二階)、床面積約七千七百八十六平方メートル(本館及び別館)、駐車場・空冷ヒートポンプ室鉄筋コンクリート造地下一階八百六十六平方メートル、車庫鉄筋コンクリート造地下一階七十二平方メートル
 - (五) 主な施設
 - 本館(客室、会議室)、別館(客室、宴会場、浴場、レストラン)、駐車場・空冷ヒートポンプ室、車庫
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
 - (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

- (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (三) 秋田県営十和田観光宿泊センター(以下「十和田観光宿泊センター」という。)の利用の促進に関する業務
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、十和田観光宿泊センターの管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等

- (一) 申請をする団体に必要な資格
 - 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2)(1) 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条の規定に基づくもの。(下宿営業を除く。))及び飲食店営業(食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十九号)第三十五条の規定に基づくもの。))を現在営んでいるもの。

(二) 申請をすることができない団体

- (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
- (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
- (3)(2) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 指定の期間に係る十和田観光宿泊センターの事業計画書及び年度ごとの収支予算書
- (6) 旅館業の経営及び飲食店営業の実績に関する書類
- (7) 四(二)の各号に該当しない旨の申立書
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七

(三) 提出期限

平成十七年九月十二日(月)午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 産業経済労働部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

1) 県民の平等な利用が確保されること。

2) 十和田観光宿泊センターの設置目的が効果的に達成されること。

3) 効率的な管理が行われること。

4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(二) 選定は、平成十七年九月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

(一) 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年八月十二日(金)から平成十七年九月十二日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

(一) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(二) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) 十和田観光宿泊センターの利用料金は、県が定める金額を基準として指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入として収受させる。

(四) 詳細は、募集要項による。

(五) 問い合わせ先
秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八 八六〇 二二七

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-876683
FAX 0862-876683
E-mail: matsubarasatsu.co.jp